第三条第二項第一号中「新規中小企業の事業活動の促進に関する次に」を「新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に」に改め、同号イ中「基本的な方向」を「次に掲げる事項」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

(2)　創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第一号ロを次のように改める。

ロ　社外高度人材活用新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1)　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

(2)　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

(3)　社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号ハ⑹中「その他」を削り、同号ニ⑴中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号ニ⑷中「第三十四条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号ニ⑺中「第三十八条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項第三号ロ中「第四十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項

イ　単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項

(1)　自然災害等が発生した場合における対応手順

(2)　事業継続力強化に資する設備、機器及び装置

(3)　事業活動を継続するための資金の調達手段

(4)　親事業者（下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

(5)　事業継続力強化の実効性を確保するための取組

(6)　⑴から⑸までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組

ロ　連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する次に掲げる事項

(1)　連携事業継続力強化における連携の態様

(2)　連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置

(3)　地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

(4)　連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

ハ　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

第二章の章名中「新規中小企業」を「新たに設立された企業」に改め、第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節　創業及び新規中小企業の事業活動の促進

第六十四条第一項中「第五十九条」を「第七十七条」に改め、同条を第八十二条とする。

第六章を第七章とする。

第六十三条第二項中「第六十一条第十一項」を「第七十九条第十三項」に改め、第五章中同条を第八十一条とする。

第六十二条を第八十条とする。

第六十一条第一項中「同条第二項第一号」を「同条第二項第一号イ」に、「同項第三号ロ⑴」を「同項第四号ロ⑴」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十四条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十七条」を「第四十三条」に、「第二十七条第三号」を「第三十三条第三号」に、「第二十八条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第九項中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第二十七条第三号」を「第三十三条第三号」に、「第二十八条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第二十九条」を「第三十五条」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二条第十項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十三条第三項」を「第二条第十二項第八号、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十九条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十条第一項並びに第十一条第一項」を「第十六条第一項並びに第十七条第一項」に、「、第二項」を「、第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十四条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十七条」を「第四十三条」に、「第二十八条第二項」に、「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第二十九条及び第三十一条」を「第三十五条及び第三十七条」に、「第三十条並びに第五十九条第三項」を「第三十六条並びに第七十七条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第八条第一項、第九条第一項及び第十三条における主務大臣が共同で発する命令とする。

第六十一条第五項中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第二十八条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第二十九条から第三十一条まで並びに第五十九条第三項」を「第三十五条から第三十七条まで並びに第七十七条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第四項」を「第二十条第四項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十五条、第二十三条第二項」を「第二十一条、第二十九条第二項」に、「第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」を「第七十六条第四項並びに第七十七条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十二条」を「第十八条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十一条第四項」を「第十七条第四項」に、「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に、「第五十八条第二項並びに第五十九条第一項」を「第七十六条第三項並びに第七十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第八条第一項及び第三項（第九条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

第六十一条を第七十九条とする。

第六十条第一項第三号ロ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第二項中「第八条第一項又は第九条第一項」を「第十四条第一項又は第十五条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う者に対し、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施状況について報告を求めることができる。